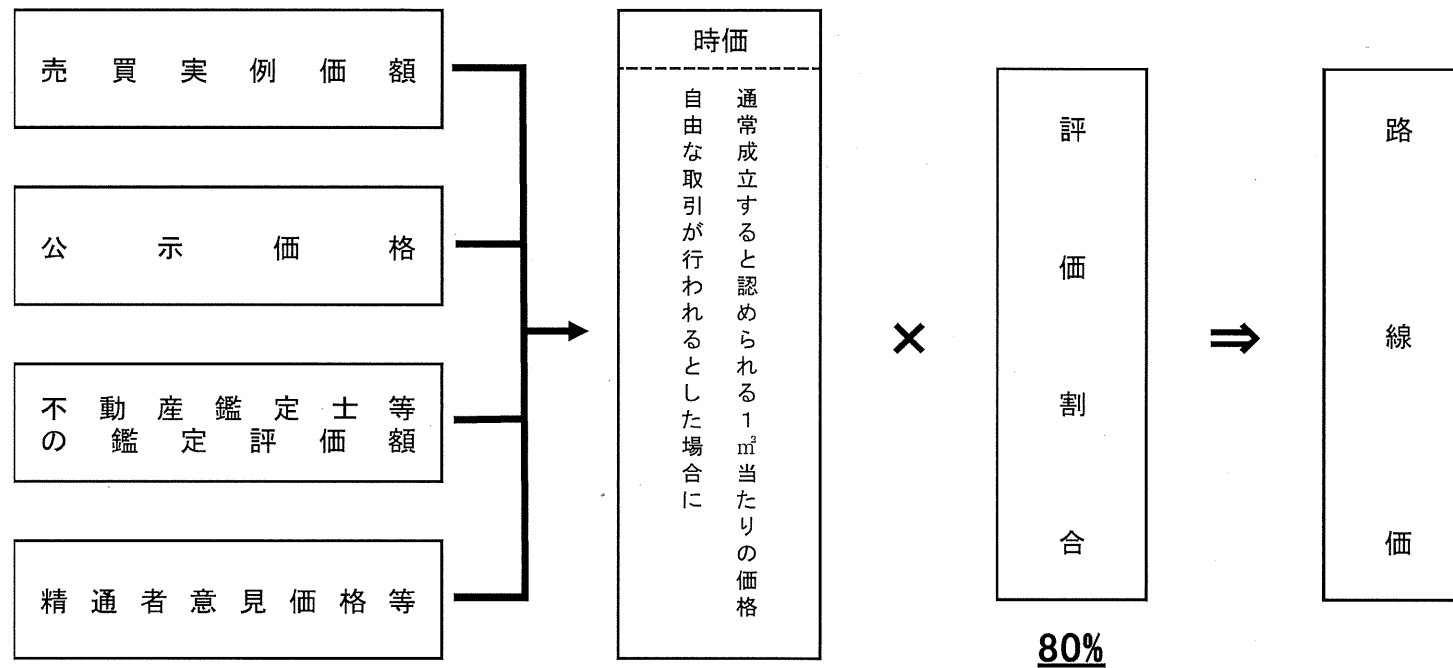


路線価とは

- 路線価とは、宅地が面している路線ごとの1㎡当たりの標準価額であり、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準として適用。
- 毎年1月1日を評価時点として、時価の80%程度を目途に算定。

(注) 土地の価額には相当の値幅があることや、相続税及び贈与税の課税に1年間適用されるため、評価時点である1月1日以後の1年間の地価変動にも耐え得るものであること等の評価上の安全性に配慮したものの。

【路線価の算定方法】



○ 路線価等の鑑定報酬単価の推移

(単位:円)

平成26年分	70,518
平成27年分	72,550
平成28年分	72,550
平成29年分	72,550
平成30年分	72,550
平成31年分	72,550
令和2年分	73,900
令和3年分	73,900
令和4年分	73,900
令和5年分	73,900

(注) 1地点当たりの報酬単価。消費税及び地方消費税を含む。

○地価公示地点及び路線価等の鑑定地点の推移

	H18年分	H19年分	H20年分	H21年分	H22年分	H23年分	H24年分	H25年分	H26年分	H27年分	H28年分	H29年分～
地価公示地点	31,230	30,000	29,100	28,227	27,804	26,000	26,000	26,000	23,380	23,380	25,270	26,000
路線価等の鑑定地点	19,147	19,885	20,801	22,565	23,749	25,580	25,831	25,916	25,778	25,799	25,818	25,819 (注)
合計地点数	50,377	49,885	49,901	50,792	51,553	51,580	51,831	51,916	49,158	49,179	51,088	51,819

(注)平成30年以降、若干の変動があり、令和4年分は25,675地点。

